

第1号



◆農業委員会の主な業務◆

- ・農地売買、賃借などの権利移動や農地転用に伴う農地法等の許認可業務を中心とした農地行政・・・**法令業務**
- ・地域農業の振興や地域の活性化の推進組織としての活動・・・**任意業務**
- ・農業者の公的 대표組織として、日常の農家相談や農政に関する意見、要望をふまえた意見の公表、建議活動等・・・**任意業務**

◆法令業務◆

『農地法』

- ・農業生産法人の常時従事者の認定（第2条）
- ・農地の権利移動の許可（第3条）
- ・農地の転用の許可、知事許可案件の受理、申請書及び意見書の送付、転用届出関係事務（第4条、第5条）
- ・農業生産法人からの定期報告の徴収、要件を欠くおそれがある農業生産法人への勧告（第6条）
- ・農業生産法人への立ち入り検査（第14条）
- ・農地の賃貸借の解約等の許可（第18条第6項）
- ・農地の利用関係の紛争の和解の仲介等（第25条）
- ・遊休農地に関する利用状況調査及び指導（第30条）
- ・農地の賃借料情報の提供（第52条）



▲法令業務の一つ農地パトロール

『農業経営基盤強化促進法』

- ・基本構想の策定・変更への意見具申（第6条）
- ・農用地の利用関係の調整等（第13条）
- ・農用地利用集積計画の決定（第18条）
- ・農用地利用規定認定への意見具申等（第23条）

『北標津交換分合事業中間報告』

～東部地区は平成26年度からスタート～

農業委員会が進める北標津東部地区（町道西3号から東地区）の交換分合事業が1月30日（木）北標津林業センターを会場に行われた現地説明会を皮切りにはじまり、今後、平成26年度から2カ年かけて同地区での取り組みがなされます。

交換分合とは土地の形状を変えることなく、土地に関する所有権等の権利を互いに移転させ、農用地を利用しやすいようにまとめていく事業です。参加した農家は土地を集約することで、通作時間の短縮や農作業の効率化を図ることができます。また、清算には農業経営基盤強化資金の融資の対象となるほか、譲渡所得税や不動産取得税等税制上の優遇措置の対象となる場合もあります。事業の執行には、国の「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」（補助率55%）を充てる予定です。

一方、平成23年度からはじまった北標津地区（西地区）の交換分合では8戸の農家が参加し、本年3月末の計画推進委員会の解散を経て事業終了となりました。今後も北標津東部地区の方々のコンセンサスを得ながら着実に進めていきたいと考えていますので、ご協力をお願いします。

＜平成25年度北標津地区（西地区）の実績＞

●実施面積・移動率

実施区域の面積	移動面積	移動率
490.4ha	145.3ha	29.6%

●権利別移動面積

参加戸数（人）	所有権	筆数
8戸（8人）	145.3ha	53筆

●集団化の内容

総団地数（実施前）	総団地数（実施後）	集団化率
31団地	22団地	39.1%



※交換分合事業では、団地数を減らすことにより、通作時間が短縮されるなどのメリットがあります。また、集団化率は目標として、概ね40%以上の要件が定められています。

農業者年金に加入してみませんか？



◇加入資格◇

農業者年金は、国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者は除く）で年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の方は誰でも加入することができる年金です。詳しくは、農業者年金協議会代議員、農業委員、農業委員会事務局へご相談下さい。

◇少子高齢化時代に強く安定した年金◇

自分が納めた保険料と運用益を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式の年金です。

◇修身年金で80歳までの保障付き◇

生きている限り受給できる修身年金で、早く亡くなっても80歳までの保障付きです。

◇税制の優遇措置！◇

支払った保険料は全額（12万円～80万4千円）が社会保険料控除の対象となります。所得税や住民税の節税につながるなどたいへんお得な年金です。

◇自分で選べる保険料◇

保険料は月額2万円から6万7千円（千円単位）で自由に選ぶことができます。

◇農業の担い手には、手厚い政策支援（保険料の国庫補助）があります。

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

◇標津町の農業者年金の現状◇

＜標津町の農業者年金加入状況＞（平成25年度末現在）

	対象者数	加入者数	未加入者数	加入率
男	143	119	24	83.22%
女	125	85	40	68.00%
合 計	268	204	64	76.11%

＜平成25年度標津町における受給年金額の現状＞

区 分	受給年額合計	一人当たりの平均受給年額
旧制度受給者	34,926,700 円	379,638 円
新制度受給者	459,400 円	45,940 円
合 計	35,386,000 円	—

＝環境啓発スローガン＝
河川や流域に負担をかけ
ない生産活動に取り組み
ましょう！

●年金受給のモデルケース

平成26年1月現在、新制度年金は、被保険者から約1900億円を預かっており、平成24年度運用実績は、年間9.62%の運用益を確保しています。また過去、11年間の運用利回りは年2.07%です。

＜農業者年金のこれまでの運用利回り＞

単位：%

H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	平均
-4.65	5.99	3.40	9.80	3.27	-4.73	-9.25	9.14	-0.06	2.36	9.62	2.07

農業者年金に夫婦で加入した場合

※夫と妻は同年齢で、農業者年金へは、30歳で月額2万円の通常加入。農業者年金額は65歳までの運用利回り2.07%、65歳以降の予定利率1.15%で試算。

○国民年金

夫：月額 64,900 円
妻：月額 64,900 円
計： 13万円

合計：月額21万円

○農業者年金

夫：月額 43,000 円
妻：月額 37,000 円
計： 8万円

